

本市の救急搬送体制及び現場滞在時間について

【救急活動の基本原則】

- 傷病者の病態（症状）の観察判断、その重症度・緊急度の判定とそれに適応した直近の搬送医療機関の選定、プレホスピタルケアにおいてなすべき処置、そして搬送を迅速・的確に実施すること。

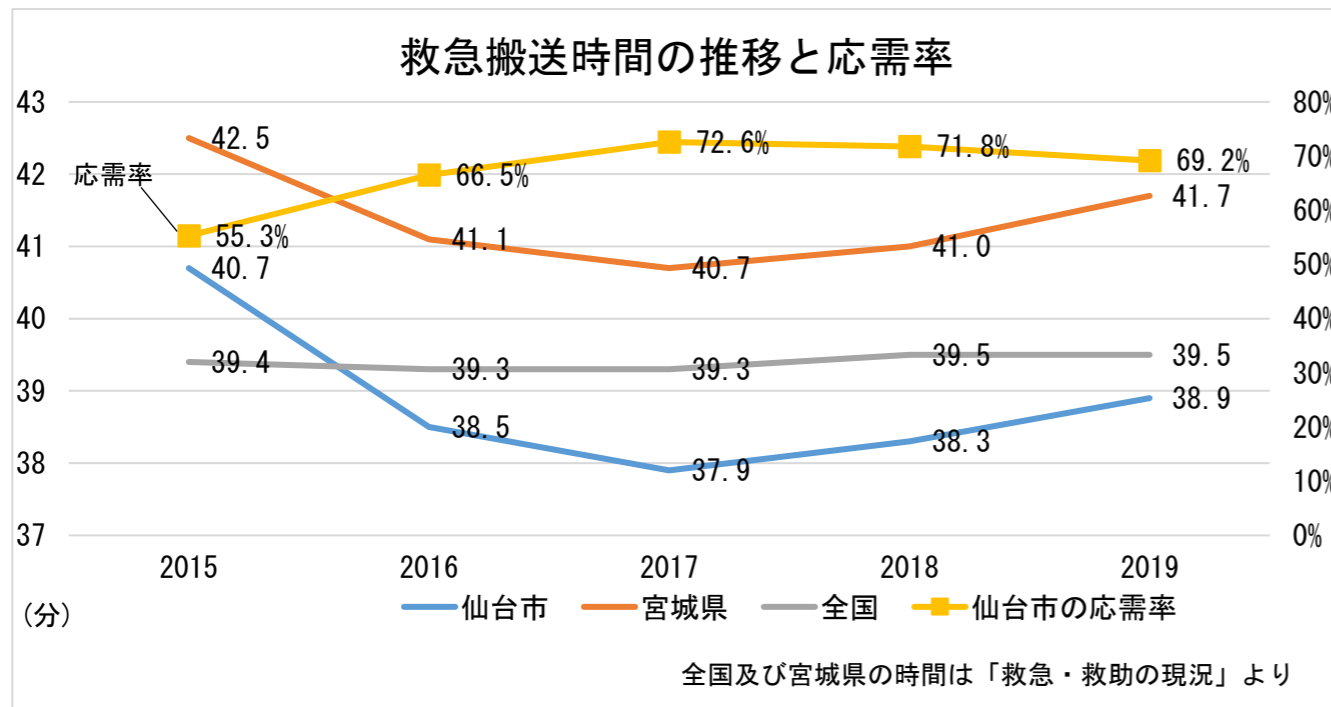
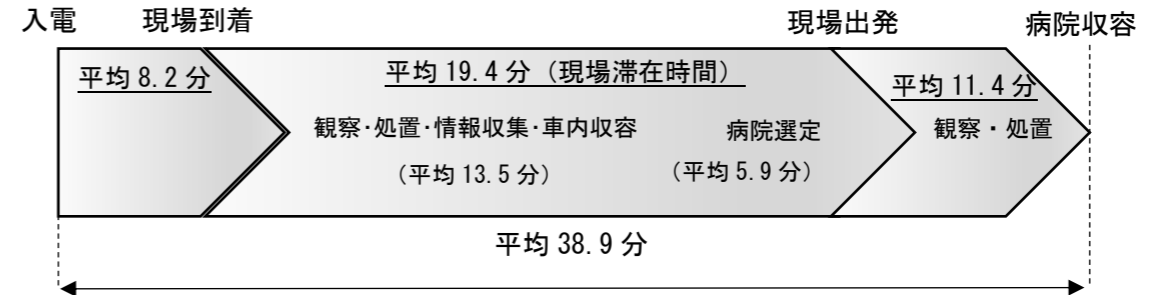
【救急隊による医療機関収容依頼の基本的な考え】

- 宮城県の「救急搬送実施基準」において「傷病者の状況及び重症度・緊急度に応じ、最も搬送時間が短い医療機関を選定する。」と定められている。

【救急搬送時間短縮への取組み】

- 本市では現場滞在時間を含む救急活動時間の短縮を図るため、救急需要に応じた救急隊の計画的な増隊、消防指令システムの改修、救急隊の情報通信手段の増強、病院照会に係るシステムの整備等の様々な取組みを行っている。

＜令和元年 搬送実績に基づく仙台市における救急活動の例＞

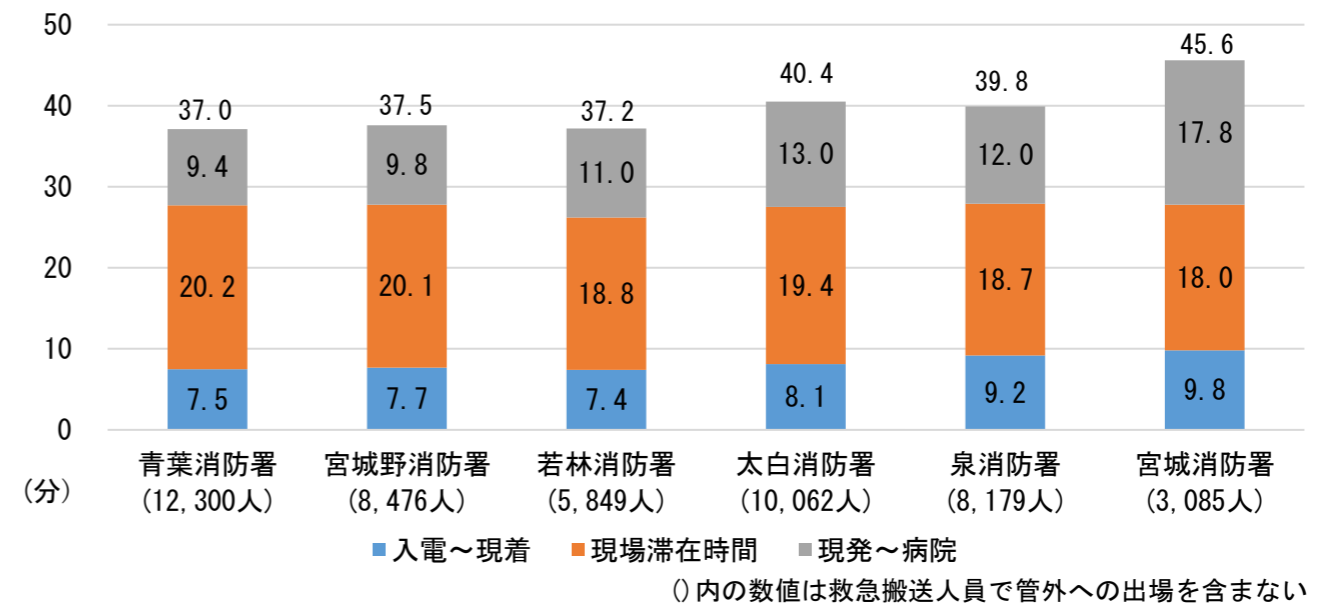


【救急搬送時間の推移と応需率】

- 本市の救急搬送時間は、宮城県の救急搬送時間と相関関係があり、その延伸は県全体、仙台医療圏全体の平均搬送時間に大きく影響する。
- 救急搬送時間と応需率には相関関係があり、応需率が低下すると搬送時間は延伸する。
※「応需率」とは医療機関から救急隊への受入可能な回答割合

仙台市内消防署管轄毎の救急搬送時間（令和元年）

n = 47,951



【救急隊の現場滞在時間について】

- 現場滞在時間には病院照会時間の他、傷病者の病態観察や救命処置などに要する時間が含まれる。
- 本市においては、救急告示病院のない西部地区における医療機関までの救急搬送時間が長くなっているものの、現場滞在時間の延伸はなく、医療機関の配置は現場滞在時間延伸の主たる要素になっていない。